

個人番号カード等を利用した転出届

この手続きができる方は、有効期限内で運用中の個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方で、転入手続きを転出年月日から14日以内に行なえる方です。

転入時に『個人番号カード(住民基本台帳カード)』の提出が必要となります。(転出証明書は不要です。)

福生市長宛て

新しい住所に住み始めた日(転出日) : 令和 年 月 日

新しい住所 : _____

今までの住所 : _____

今までの住所の世帯主 : _____

転出した人の氏名	生年月日	性別	続柄
	明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男・女	世帯主・夫・妻・子
	明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男・女	世帯主・夫・妻・子
	明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男・女	世帯主・夫・妻・子
	明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男・女	世帯主・夫・妻・子

どちらかに をつけてください

請求者氏名 : _____

ご関係 : (本人 ・ 世帯主)

昼間の連絡先 Tel : (_____) - _____

転出証明書を発行しないため、手続き終了の連絡をいたします。

この用紙と一緒に個人番号カード又は住民基本台帳カードのコピーをお送りください。

国民健康保険、介護保険、児童手当、小・中学校の転校等の手続きが前住所地(福生市)で必要な場合もありますので、あらかじめご了承ください。

個人番号カード、住民基本台帳カードが一時停止の場合は受付できません。

転出日から14日以上経過した場合は住基カードを利用した転出届はできません。

今お持ちの住基カードを、一定条件のもと新しい住所地でも継続利用できます。

詳しくは転入時に職員にお問い合わせください。

送り先

〒197-8501
東京都福生市本町5番地
福生市役所 総合窓口課
042-551-1595